

主任介護支援専門員資格取得者支援事業について

1 事業の概要と目的

主任介護支援専門員研修を修了し、千葉市内の居宅介護支援を行う事業所に就労している方を対象に、受講に要した費用を助成することにより、資格取得を支援することを目的としています。

2 助成対象者

次の（１）から（４）のいずれにも該当する方

- （１）市町村税に滞納がないこと
- （２）申請日の１年前の日から申請日までに主任介護支援専門員研修を修了していること
- （３）令和６年４月１日以降に資格を取得し、申請日において、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２４項に規定する居宅介護支援を行う千葉市内の事業所に、直接雇用され、かつ３月以上継続して勤務していること
- （４）研修に係る経費について、支払いを完了していること

※今後、助成要件を追加、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

3 助成額

主任介護支援専門員研修の受講に要した費用の全額（上限 25,000 円）とします。
※1,000 円未満切り捨て。

※研修事業者、勤務先である介護施設等及び介護施設等の運営法人等から助成（キャッシュバック、還付、補助、手当等）を受けた（受ける予定の）場合は、受講費用から当該助成等の額を引いた後の経費が助成対象となります。

※今後、変更する場合がございます。募集開始時に改めてご確認ください。

4 助成人数

先着、20 人

※予算がなくなり次第、終了となります。

5 申請受付開始時期

令和 8 年夏頃から（予定）

※詳細は、広報誌「ちば市政だより」や市ホームページでお知らせします。

事業者様へのお願い

- （１）就業中の方で対象となる方がいらっしゃいましたら、本制度の周知をお願いします。
- （２）申請時に、事業者による就業証明が必要となりますので、ご協力をお願いします。

※ 申請内容不備による書類の返送、再提出が増えております。記載例を参考に、誤り及び記載漏れがないか、事業者様におかれましても今一度ご確認ください。